

人・農地プランの実質化に向けた工程表の公表について

辰野町では、現在農地が約930haあり、水田地帯では稲作また転作でそばや麦を栽培し、畑地では野菜栽培、北大出では林檎を中心とした果樹園地が広がっています。農業経営は兼業農家が多く、認定農業者などの担い手と呼ばれる大規模経営農家は少ない現状です。また農業経営者の高齢化、後継者不足と言われはじめてから多くの地区で深刻な問題を抱え、耕作する人がいなくなってしまうこと等により山間部の山沿いには農作物が作られず、荒廃化した農地や遊休農地が多く見られるようになってきた地域もあります。

それを解決するための国の農業施策のひとつとして指針の示されていた、人農地プラン策定ですが、辰野町では平成25年3月に人・農地プランを、町内を5地区（小野地区・川島地区・辰野地区・朝日地区・羽北地区）に分け、その地区毎に作成し、その後1年ごとに見直しを行ってきました。

◎人・農地プランとは？

では、人・農地プランとは何ですか？ということになりますが、次のとおりです。

「現在、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、多くの地域が“人と農地の問題”を抱えています。そういった問題が年々深刻化している中、持続的な力強い農業を実現するためには、地域におけるそれらの問題を根本から解決していく必要があります。「人・農地プラン」とは、そういった問題を解決するため、地域で話し合い、今後どのように中心となる就農者を増やしていくか、どのように農業者へ農地を集めていくかなど、将来の地域農業のあり方を定めるものです。

そこで国は、「人・農地プラン」を作成した地域に対し様々な支援を行う新事業を平成24年度からスタートさせました。

プランのとりまとめ役は市町村で、地域の農業の担い手（農地の引き受け手）を「地域の中心となる経営体」と呼び、農地の集積計画や利用図を作成し、地域における将来的な農地利用の”設計図“を描いていきます。

5年後、10年後の展望が描けない地域が増えているため、集落・地域における話し合いによって、

- (1) 今後中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- (2) 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- (3) 中心となる経営体とそれ以外の農業者(非農家、自給的農家) を含めた地域のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)などを決めていか

なくてはなりません。

人・農地プランに位置づけられると、農業次世代人材投資事業、農地集積協力金、認定農業者の方は融資資金の軽減措置等、人・農地プランには様々なメリットがあります。

担い手がいる場合は経営発展意向等の把握を行い、経営範囲の地図を作成して、地域との話し合いを通じ地域の中心となる経営体の確認と作成エリアの決定、農地集積に協力するものの掘り起しを行います。

担い手がない場合は今後の農業経営発展の意向があるもののリストアップを行い、そのものを中心に据えたプランを見直し、他の認定農業者、法人等を地域の中心となる経営体としてエリアを決め、農地集積に協力するものの掘り起しを行います。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。」

それぞれの地域で、その地域の農地を、農地として農作物を作っていただく担い手を決めて、その担い手に農地を集めて大規模な農業経営をしていただく。また現在はその地域で自作されている農家の方も、高齢化や後継者がいないことで農業経営ができなくなった時は、その地域ごとで決めていただく担い手の方に農地を貸すなどして、担い手への農地集積が将来にわたりできるようにする。ということになります。

◎人・農地プランが作られているなら、何もしなくても良いのでは？

では、人・農地プランができているのなら良いのでは、と思われるかも知れません。

国では、人・農地プランを作ることで、日本全国の農地の80%を担い手に集積するという目標を持ってあらゆる農業施策を進めてきましたが、その実現に向けて“実質化”という表現になりますが、担い手の経営する農地面積と、5年～10年後に農地を担い手に集積する意向の農地面積の合計が、その地区で50%以上となるようそれぞれの集落・地域で話し合いを行うよう指針を示してきました。

辰野町では、平成30年2月に農地基本台帳調査にあわせてアンケート調査を実施させていただき、将来の農業経営についての各農家の皆様の意向確認をさせていただいたところですが、令和2年2月に再度農地基本台帳調査に合わ

せて意向調査をさせていただき、その結果を踏まえ各地区でわかりやすく図面化したものを用意し、令和2年度に各集落ごとに人・農地プラン集落懇談会を実施する予定です。

それぞれの集落での説明会日時が決まりましたらお知らせしますので、ご参集いただきたいと思います。

それぞれの集落で、これから農地をどう活かしていくか、をその集落のみなさんと考える場になればと考えております。

以上説明させていただいた、人・農地プラン実質化に向けたスケジュール表（工程表）を別表のとおり公表します。

辰野町役場産業振興課

担当 農政係

電話番号0266-41-1111